

総合事業（訪問型サービス）の質問回答（平成30年2月16日現在）

1	平成30年度から共に行う援助は、現行サービスなのかそれとも訪問型サービスAになるのか ごみの分別、調理、冷蔵庫のチェックなど	総合事業のサービスについては、介護予防のサービスなので自立支援が基本的であると考えます。自立支援を目的として共に行う調理や掃除についても原則生活援助として取り扱うため訪問型サービスAでの対応となります。しかし障がいの状況や退院直後で容態が急変しやすいなど現行相当のサービスの専門的支援が必要とサービス担当者会議で判断された場合は、その理由を記述し、ケアプランの写し等を高齢介護課へ提出することで現行相当のサービスとして利用は可能です。ただし原子爆弾被爆者に対する公費補助は現行相当のサービスのみが適応になるため現行相当のサービスを利用することになります。
2	認知症の方や精神疾患の方への見守りしながらの援助は現行相当のサービスになるのか	認知症や精神疾患の症状がある方で「一つ一つの行動に説明や確認が毎回必要」「支援方法に配慮が頻回に必要ななど」サービス担当者会議で現行サービス相当の専門的な支援が必要であると判断された場合には、現行相当のサービスで実施となります。
3	特別食などの調理などを行っている生活援助は、訪問型サービスAになるのか	身体に直接ふれていない援助については原則訪問型サービスAになりますが医師の発行する食事せんに基づき提供される食事のように専門的な支援が必要とサービス担当者会議で判断された場合には現行相当のサービスで実施となります。
4	入浴の見守りをしながらの生活援助は訪問型サービスAになるのか	入浴での身体介護がない見守りは訪問型サービスAになります。
5	月の利用の中で入浴の日と掃除の日と分けている場合はどうなるのか	月に1回でも入浴時に身体的介護があれば、現行相当のサービスに該当します。
6	デイサービスなどの外出介護についてはどうなるのか	援助内容にもよりますが直接身体に触れない介護の場合は生活援助に該当するため訪問型サービスAになります。
7	買い物へ一緒に行く。見守りが多い場合には訪問型サービスAの対応になるのか	身体を支えたりなどの介助がない見守りについては訪問型サービスAとなります。
8	生協の注文については訪問型サービスAの対応になるのか	買い物支援としては生活援助になるので訪問型サービスAでの対応になります。
9	同居の場合、今までどおりサービスも不可のままなのか	介護予防訪問介護の基準に準じていますので、今までどおりです。
10	独居などの理由があればサービス可能も今までどおりか	介護予防訪問介護の基準に準じていますので、今までどおりです。
11	視覚障害者への生活援助は訪問型サービスAになるのか（声かけなど同意を得ながら行うため時間を要する。）	障がい等があり、介護の支援方法等サービス担当者会議で現行サービス相当の専門的な支援が必要であると判断された場合には、現行相当のサービスで実施となります。
12	体調の変化があり、臨機応変な対応が必要な方の生活援助は訪問型サービスAの対応になるのか	サービス担当者会議で現行サービス相当の専門的な支援が必要であると判断された場合には、現行相当のサービスで実施となります。
13	プラン目標に入浴があるが本人の希望や拒否からできたりできなかったりする場合は現行サービスになるのか	ケアプランに入浴の介助がある場合は、本人の体調や希望でできないことがあっても現行サービスでの対応になります。
14	困難ではないが、細やかな対応が必要な方など生活援助など専門職としての対応が必要な方のサービスについては現行相当のサービスになるのか	「一つ一つの行動に説明や確認が毎回必要」「支援方法に配慮が頻回に必要ななど」サービス担当者会議で現行サービス相当の専門的な支援が必要であると判断された場合には、現行相当のサービスで実施となります。
15	服薬介助、確認については現行相当のサービスになるのか	利用者が薬を飲む行為を援助する服薬介助は現行相当のサービスに含まれますが服薬確認だけでは、現行相当サービスには含まれません。
16	身体は生活援助だが緊急や退院後などで身体介護を行った場合についてはどうなるのか	サービスプランに準じての請求になります。退院後で身体介護が必要な場合はプランの変更を行ってください。
17	決まった時間がないため1時間や45分などと変更可能か	サービスの提供時間については時間の設定はありませんが概ね45分程度を想定しています。しかし利用者の状況や状態によって、サービスプランの内容が1時間程度になることもあります。
18	朝、夜加算はあるのか	総合事業は介護予防訪問介護に準じていますので、早期加算や夜間加算はありません。
19	初回加算などの加算については今までどおりなのか	初回加算等の加算につきましては、介護予防訪問介護に準じています。
20	被爆者助成はA型サービスは一律不可で現行相当は可でよいのか	現段階では被爆者の助成が現行相当のサービスしか行われないため、利用者の不利益にならないよう被爆者の方のサービスが生活援助であっても現行相当のサービスで請求をお願いします。
21	生活援助のみのサービスを既に利用されている方で、こだわり等が強く、ヘルパーでないと対応が難しい場合も訪問型サービスAの指定がある事業所に変更しないといけなくはないのか	経過措置として当面の間、会議録に理由（特別な配慮が必要な理由）を記載することで、現行相当のサービスを利用することができるので、現行相当の訪問型サービスの指定事業所でサービスを受けることは可能です。

平成29年度居宅介護支援事業所連絡会(10月25日開催)の質問および回答

番号	分類	質問	回答
1	通所型サービス	要支援2の方が来年度から週2回、週1回で料金が変わるが月の途中で増減の希望があった場合はどのように対応(日割り請求)になるのか？また週2回の方が体調不良で休まれた場合など。(通所)	急遽、サービスプランの変更が月途中でしなければならない状況であれば、週2回のプランの月額報酬での支払いになります。月額包括報酬の日割り請求にかかる適用には該当しないため日割り請求にはなりません。週2回の方が体調不良で休まれた時は、サービスプランの変更がない限り週2回の単価請求となります。
2	通所型サービス	デイサービスの事業所がサロンをしたとき、デイサービスとサロンに来たとき、両方から保険請求ができるかどうか。(通所)	サロンは補助なので、保険請求はできません。
3	訪問型サービス	訪問型サービス(現行型サービス)についてH30.4.1～以降より、身体(利用者の)に直接触れて行うサービス以外の生活支援については、訪問型サービスAで対応とのことだが、現在自立支援を目的としてともに行う調理や掃除などについて対応している方については、訪問型サービスAで対応となるのか？(訪問)	総合事業のサービスについては、介護予防のサービスなので自立支援が基本的であると考えます。自立支援を目的として共に行う調理や掃除についても原則生活援助として取り扱うため訪問型サービスAでの対応となります。しかし障がいの状況や退院直後で容態が急変しやすいなど現行相当のサービスが必要とサービス担当者会議で判断された場合は、その理由を記述し、提出することで現行相当のサービスとして利用は可能です。ただし原子爆弾被爆者に対する公費補助は現行相当のサービスのみが適応になるため現行相当のサービスを利用することになります。
4	訪問型サービス	出来高払いの245単位について、月途中の新規の場合、契約月途中の場合、日割りも適用になるのでしょうか？(訪問)	訪問型サービスAの月3回までのプランの場合、月途中の契約については、日割りではなく、出来高での支払いとなり、日割り請求は適応されません。
5	総合事業全般	みなし指定の期間が終わったら訪問の契約書・重説の結びなおしを利用者様としなければならないか？(訪問)	廿日市市は、平成28年度から総合事業が開始されているので、みなし指定にかかわらず平成28年度の認定申請の更新時には、第1号訪問事業と記載のある契約書、重要事項説明書に変更をする必要がありました。(平成27年1月21日 事業所説明会で契約書・重要事項説明書の変更について説明) 文言が変更になったことを説明をした同意書や覚書でも差し支えありません。なお定款や運営規定については平成30年3月31日までの間に変更をしてください。
6	総合事業全般	被爆者助成は引き続き利用できるか？(利用者負担は無料？)(訪問)	原子爆弾被爆者に対する公費補助は今までどおり現行相当のサービスであれば適応されます。
7	訪問型サービス	現在、生活援助訪問サービスを行う事業所は、どの程度あるかなど知りたい。その事業所が少ない場合(受け皿がない場合)はどうなるのか？(訪問)	現在指定を受けていただいている事業所は6事業所です。廿日市市も事業所のご意見をきかさせていただきながら単価の改正や担い手の研修の緩和など来年度変更していく予定です。事業所の理解が得られるよう他市町の動向をふまえて指定を受けていただけるよう努力していきたいと考えています。
8	訪問型サービス	出来高払いの詳細(訪問)	月1から3回までのサービスプランの場合は、出来高払いで週1回以上のプランについては月額包括報酬になります。
9	訪問型サービス	訪問型サービスの混合について今後廿日市市が取り組む予定はあるか？(居宅)	来年度については現行サービスと緩和した基準によるサービスの併用はできないことにしています。これは通所型サービスについても同様です。今後については、検討した上で判断していきます。
10	通所型サービス	送迎は家までなのか、自己通所してもらうほうがいいのか？近くのバス停等でおろしたりするのは良いか。(通所)	送迎については、居宅から事業所までになっています。ただし家族のところで療養しており家族宅から送迎する場合など居宅と認める場合もありますので、不明なケースについては、高齢介護課にお問合せください。
11	全般	要支援だった方が非該当になった時、利用終了になるのか。そのまま継続利用でよいのか？(通所)	要支援者が更新時に非該当になった場合は、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業は利用できません。しかし基本チェックリストで生活機能低下が認められた場合は事業対象者として要支援1相当の範囲で総合事業のサービス利用はできます。
12	全般	事業対象者が利用したいと訪問してきた時、どこに連絡したらよいか。(通所)	まずはケアプラン作成が必要になりますので、地域包括支援センターにご連絡ください。